



鳥羽市公示第 9 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 98 条第 1 項の規定による景観行政事務の  
処理を次のとおり開始し、景観法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体となる。

令和 2 年 2 月 26 日

鳥羽市長 中村 欣一郎



景観行政事務の処理を開始する日

令和 2 年 5 月 1 日